

準 3 級審判員資格から 3 級審判員資格への移行を希望される方へ

準3級審判員資格を持つ満18歳までの者は、満18歳になった翌年度中に、所定の手続きを完了すれば、改めて検定試験を受けることなく、3級審判員となり、資格登録ができます。準3級から3級への移行は次の二つ（類別1、類別2）があります。

受付期間：2025年 **5月1日** から2026年 **1月31日**

*** 移行するには、令和7年度（2025年度）の会員登録済みが必須です。**

以下の手続き方法等により申請してください。

□ 移行（類別1）

主に高校卒業後の大学、社会人1年生などが対象です。

※満18歳になった翌年度中に手続きしてください。

□ 移 行 費 用

資格登録料 (税込)	資格認定申請料 (税込)	事務 手数料	合計
6,600	1,100	400	8,100円

□ 手続き方法

県協会ホームページ[審判]より審判更新申請書.xlsxをダウンロード。
ファイル形式を変えずメールに添付し、申込先アドレスに送信してください。

□ 申 込 先

cbad.ref@gmail.com

受付け完了の返信が一両日中に無い場合は、下記[問合せ]に確認の連絡をお願いします。

□ 振 込 先

千葉興業銀行 鎌取支店（124） 普通預金 口座番号 1 3 0 3 3 4 1
口座名義 千葉県バドミントン審判委員会

□ 問 合 せ

TEL 090-5441-0153 審判委員長 大竹真弓

cbad.ref@gmail.com

*** 受付後に会員登録、費用振込等で確認が必要な場合はこちらから連絡いたします。**

□ 特 別 移 行（類別2）

※卒業前の高校3年生が対象です。

特別移行費用

資格認定申請料 (税込)	事務 手数料	合計
1,100	400	1,500円

□ 手続き方法

学校単位での特別移行の手続きとなります。